

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に黒須邦昭農業委員、藤波貢農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、松居主任を任命した。

4 議 事

議案第1号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第1号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。本議案は農地所有適格法人による申請で、法人形態・事業・議決権・役員の4要件を満たしている。花卉栽培を行う法人であり、草花の栽培で集約的な農業経営が行われると判断されるため、下限面積を満たす必要がないという不許可の例外に該当する。

- 議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 大谷地区の吉沢農業委員が報告した。4月21日(水)に大谷地区担当委員3名で現地調査を行った。現地には大型ハウスが密接して建てられ、中にポット苗が大量に並べられている。苗をハウスの中で肥培管理し、商品の形にして販売している。ハウスのほか、資材置場、搬入用駐車場として活用されており、適正に利用されている。
- 議 長 申請人に入室及び自己紹介を促した。
<申請人入室、自己紹介>
- 議 長 本件について意見を求めた。
新木農業委員 会社概要によれば、輸入植物の取り扱いが多いようだが、輸入植物は検疫が必要になる。検疫についてはどのように行っているのか。
- 申 請 人 検疫済みのものを直接輸入している。ただし、ベゴニアのように根幹に細菌を多く含むようなものは別の会社へ検疫を依頼している。
- 新木農業委員 種子や苗木の生育を他社に委託しているとのことだが、具体的にはどのように行っているのか。
申 請 人 4パターンあり、①種子の輸入では種子を外部業者に発送して播種。②挿し木状態のカット苗は、検疫後に自社で定植。③ベゴニアや球根類は、検疫のため1社を経由し、葉挿しで自社で定植。④組織培養されたクローン状の苗はウイルスフリーのため、専門の研究機関に検査を依頼して定植している。
- 新木農業委員 ご両親がシクラメン栽培をされているが、会社とのかかわりはどのようになっているのか。
申 請 人 シクラメンは9月から12月が繁忙期で、それ以外の4月から8月には法人の業務に従事している。
- 議 長 さらに意見を求めるが他に無く、申請人に退出を促した。
<申請人退室>

議 長 議案第 1 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について

議 長 事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 大石地区の田中推進委員が報告した。4 月 2 4 日（土）に大石地区担当委員 5 名で現地調査を行ったところ、問題は無いと考えられる。理由書を朗読した。

市村推進委員 図面で見ると狭い部分を残している。申請者の都合とは思うが、もったいない残し方をしており、変わった形の区画の宅地と残地になっているのはなぜか。

事 務 局 もとは畑一筆の土地で、裏の畑を管理する通路がなくなってしまうため、旗竿地となってしまうが、農地を残した形となっている。

議 長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第 2 号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更の申請について

議 長 事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号 1 は 1 月の総会で承認された営農型太陽光パネル設置の計画地で、使用予定のパネルが生産中止となり、新たな型式のパネルに変更せざるを得なくなった。新型式のパネルに変更すると、発電量が増加し、国に届け出ている発電量を超えることから、パネル枚数を減ずる計画に変更する。申請番号 2 も申請番号 1 と同様の理由でパネル枚数が減る他、近隣住民の要望により、キュービクルの位置を移動する内容の計画変更の申請である。

事務局 今後は将来を見据えた対応を考えておかなければならないのではないか。
太陽光パネルの設置に関する条例は、県北部で制定されている市町村がある。他市の事例では環境を所管する部署で条例を制定している。上尾市では条例を制定しておらず、関係課と協議を進めていきたい。

市村推進委員 1月に許可されている案件の計画変更ということだが、予算をかけて何らかの耕地整理をしたところにパネルを設置するという事なのか。

事務局 申請番号1に関しては、農地改良を行ったが中断された状態で、現在の形態で営農するという内容である。

市村推進委員 もし耕作放棄地を整備して太陽光パネルを設置し、下で営農するという場合、耕作放棄地の解消実績としてカウントされることになるのか。

事務局 営農型太陽光パネルの設置であれば、営農が目的になるので、遊休農地・荒廃農地の解消ということになる。

市村推進委員 発電と営農との収益構造の違いにかかわらず、下で作物を作れば営農という扱いになるのか。

事務局 営農の実現性については確認するが、条件が満たされれば荒廃農地・遊休農地の解消として受け付ける。

議長 本件について他に意見を求めるが特に無かったため、議案第3号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第4号

議長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、畑として利用されていることを確認している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第4号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第5号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、畑として利用されていることを確認している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第5号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第1号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の合意解約の通知について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時5分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和3年4月26日

議 長

署名委員

署名委員